令和３年１月15日

長野県建築士会飯伊支部　支部長　福澤　健治　殿

飯伊支部員　熊谷　章文

【公開質問状】

長野県建築士会飯伊支部のホームページ飯伊支部ニュースによりますと、「６月22日、第１回違反建築防止パトロールが実施されました。パトロールに先立ち、平成29.30年度の建築指導員７名に、飯田建設事務所久保田建築課長より委嘱状が交付されました。その後、本年の実施計画や指導員の役割等の説明を受け、第1回のパトロールを実施しました。」と、ありますが、それらのパトロールの際、特別養護老人ホーム飯田荘の工事現場もパトロールしておられると思います。つきましては、そのパトロールにおいての状況について質問いたします。

質問　１．飯田建設事務所久保田建築課長から、違反建築パトロールに必要な建築確認書の写し、または、工事概要書の写しなどの提供があったと思われますが、その提供物の中に、特別養護老人ホーム飯田荘の関係書類はありましたでしょうか。

質問　２．特別養護老人ホーム飯田荘の建設工事は平成29度から始まり、平成30年の11月13日に完成しております。ついては、平成29.30年度の建築指導員7名は、平成30年に違反建築パトロールを行っているものと思われますが、間違いないでしょうか。間違いがなければ、その実施日とパトロール内容を記した報告書を掲示いただけませんでしょうか。

質問　３．添付した書類（添付書類1）は、特別養護老人ホーム飯田荘の建築計画概要書の写しですが、その内容を確認すれば、申請された建築物は、株式会社鈴木建築設計事務所が設計し、工事監理者が飯田市建設部地域計画課建築課係木村理子となっており、勝間田建設株式会社が工事施工者となっておりますが、現場においてそれら内容を確認されましたでしょうか。

質問　４．建築計画概要書【13.建築物の高さ等】に、【ｲ.最高の高さ】(9,394)

【ロ.階数】(地上2)(地下0)【ﾊ.構造】鉄骨造一部木造となっていますが、

現場はそのような2階建てになっておりましたでしょうか。また、地下と思われる構造物はありませんでしたでしょうか。

質問　５．違反建築パトロールの建築指導員は1級建築士だけであると思われますが、2階建ての建築物であれば、1階を鉄筋コンクリート造、2階を鉄骨造とすることは出来ません。また、地下1階であるとするのならば、建築概要書において地下１階と記されていないことは、違反建築と判断されることになるかと思いますが、いかがでしょうか。

質問　６．完成した特別養護老人ホーム飯田荘を内覧会で見学したときに、1階（または地下１階）が鉄筋コンクリートでした。それであれば、パトロール時に、1階が鉄筋コンクリート造であることが確認できたはずで、また、概要書に、鉄骨造一部木造とあることの確認を怠ったことになりますが、これらについてどうお考えでしょうか？

質問　７．当初の建築確認申請では、鉄骨造一部木造が、混構造の審査を受けて建築確認許可がなされておりますが、混構造の審査申請について、現場との食い違いを確認されたでしょうか。また、１階もしくは地下１階が鉄筋コンクリートである場合、改めて建築確認申請のとり直しと混構造の申請を行わなければなりませんが、それらについてどのように対処されたのでしょうか。

質問　８．建築計画概要書【5.工事監理者】の代表となる工事監理者が木村理子になっておりますが、木村理子は飯田市職員であって、建築設計業務を営む設計事務所の監理建築士ではありません。建築士法において、建築物の設計及び監理業務は建築設計業務を営む設計事務所の管理建築士でなければならないとされておりますが、建築士法を順守していないことは、問題ないのでしょうか。建築士会からは、建築士の倫理について講習をうけておりますが、行政が個人資格を用いて監理をさせることは、倫理規定に反するのではありませんか。

　長野県建築士会本部にもこの質問状を送付する所存であります。返答に対して特段期日を設けておりませんが、返答が無くても公開することをご了承願います。